



## 4つの原則って？



### A. 指定障害児福祉サービス事業所の4原則ね。

[障がい福祉事業](#)を行うにあたって、[障害者総合支援法](#)と[児童福祉法](#)の基準省令があるの。その中で「指定障害児通所支援事業者等の4つの一般原則」が規定されているのよ。

#### ①個別支援計画の作成

事業者は、[利用者の意向](#)、[適性](#)、[障がいの特性](#)その他の事情を踏まえた計画（[個別支援計画](#)）を作成し、これにもとづき利用者に対してサービスの提供を行う必要があるの。また、その効果について[継続的な評価](#)を実施すること、その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスの提供を行う必要もあります。

#### ②利用者（保護者）の人格尊重

事業者は、利用者または障がい児の保護者の[意志および人格を尊重](#)して、常に利用者または障がい児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければいけません。

#### ③虐待防止

事業者は、利用者の[人権の擁護](#)、[虐待の防止](#)等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その[従業者](#)に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

#### ④地域・家庭との連携

事業者は、[地域](#)および家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、[障害福祉サービス事業者](#)、児童福祉施設、その他の保健医療サービスまたは[福祉サービス](#)を提供する者との[連携](#)に努めなければならないのよ。

### 《MENU》

[《入所系のサービスって、あるの？》](#)

[《非常災害への対策は？》](#)